

資料 2

令和4年3月23日

上下水道運営審議会説明資料

下水道使用料の改定について

水道局下水道課

上下水道事業運営審議会の答申（平成31年3月14日）

【答申書の内容】

- ①「下水道事業会計の現状」からは、次世代への先送りはできず、事業の黒字化と累積赤字の解消が必要。
- ②「下水道使用料」は、本市の一般的な家庭の使用料（20 m³/月・4人家族）では2311円であるが、全国の類似団体（公共下水道事業）の平均は2899円であり、比較すると、ひと月あたり588円も安い。また、近隣の14市町と比較しても安い状況であった。
（例：菊池市3628円、玉名市3542円、宇城市3088円、すべて税込み）
- ③「下水道使用料体系のあり方」としては、本市の現在の使用料体系は「従量使用料制」であるが、近隣市町や全国的には、「累進使用料制」が多数であった。使用水量の少ない単身世帯や一般的な家庭の負担を下げられる「累進使用料制」を採用することを提案する。
- ④「下水道使用料の改定について」は、黒字化達成のためには30%の改定が必要だが、急な負担増は市民に厳しい。そのため、まず10%の値上げを行い、4年ごとに10%ずつ改定し黒字化を目指すことを提案する。その間の一般会計からの財政補填はやむを得ない。
- ⑤「市への要望事項」としては、下水道使用料の改定は市民生活に及ぼす影響が大きい。よって、改定に至った趣旨や内容を市民に理解していただくよう努めることを要望する。

- この答申の結果を踏まえ、令和元年度10月請求分（9月使用分）で料金改定を行っています。

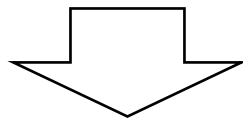
【④について】

1. 下水道使用料改定の目標について

3条予算の黒字化を目指すため、H30 決算見込値の下水道使用料収入の約30%の値上げ、215,000千円の値上げを、下水道経営戦略上の目標とする。

2. 使用料改定率と黒字化目標年度

- (1) 使用料の改定を4年毎に行うこととし、今回の改定で10%、4年後に10%、8年後に10%の引き上げを行い、経営戦略期間中の平成39年度に黒字化を達成する。
- (2) 一般会計からの基準外繰り入れに依存しつつ、段階的に使用料を値上げし、次の平成35年策定の次期合志市総合計画・財政計画に合わせて段階的に基準外繰入を減額する。
- (3) 改定の目安としては、今回の改定で72,000千円、4年後に72,000千円、8年後に71,000千円を目標に改定し、総額で215,000千円の値上げを確保する。



次回は令和5年度となります。
どのように10%、72,000千円の値上げを行うのか、料金改定のパターンの審議をお願いします。

第1回目の料金改定 (広報 令和元年8月号記事)



●使用料の改定内容

- 基本使用料が50円(税抜き)上がります
下水道を使用する人に広く、平等に負担してもらう基本料金を50円(税抜き)値上げします。
- 従量制から累進制へ変わります
いくら使っても使用料金単価が変わらない従量制から、多く使うと使用料金単価が上がる累進制に変更します。



▲答申書に関するページ

下水道はトイレの水洗化などを通じて、衛生的で快適な生活環境を提供しています。また、汚水を下水道管で処理場に集め適切に処理することで、河川などの水質汚濁を防ぎ、豊かな自然環境に寄与しています。

しかし、本市の下水道事業は使用料の収入だけでは汚水処理費を賄えず、平成29年度決算時点で約6億6千万円の累積赤字を抱えています。平成30年度決算では8億円を超える見込みです。今後も、次世代への負担を残すこと

なく、持続的・安定的な下水道事業の運営を行なっていく必要があります。

主要な財源である下水道使用料を適正な状態に設定するため、広報こうし5月号で紹介したとおり上下水道事業運営審議会の答申(※)を受けて下水道使用料の改定を行なうこととしました。ご理解とご協力をお願いします。

※下水道使用料の改定に至った経緯や審議会での審議の内容などは市ホームページで公開しています。

10月請求分(9月使用分)から
下水道使用料が変わります

●問い合わせ先 下水道課 ☎(248) 1159

月額使用料 (消費税を除く)

種類	使用料		
一般汚水	基本使用料	汚水排水量 8㎡まで	700円
	超過使用料	汚水排水量 8㎡を超え、1㎡につき	120円
公衆浴場	汚水排水量	1㎡につき	20円



種類	使用料		
	一般汚水	基本使用料	汚水排水量8㎡まで
超過使用料 (汚水排水量1㎡につき)		8㎡を超え20㎡まで	125円
		20㎡を超え30㎡まで	130円
		30㎡を超え40㎡まで	135円
		40㎡を超え100㎡まで	140円
		100㎡を超える分	150円
公衆浴場	汚水排水量	1㎡につき	25円


ひと月当たりの使用料差額の例 (消費税8%を含む)


下水道 使用水量	基本使用料のみ 8㎡の場合	標準世帯 20㎡の場合	30㎡の場合	40㎡の場合	100㎡の場合
旧	750円	2,310円	3,600円	4,900円	12,670円
新	810円	2,430円	3,830円	5,290円	14,360円
差額	60円	120円	230円	390円	1,690円

※標準世帯とは、大人2人、子供2人世帯の標準的な月使用量を想定しています。

【前回改定の成果】

○下水道使用料収入の推移（税抜き）

平成30年度 705,965千円  34,678千円の増収

令和 元年度 740,643千円  65,970千円の増収

令和 2年度 806,613千円
（参考：R2 経営戦略の計画の数値 773,964千円）

料金改定の背景

背景その1

施設の老朽化により修繕など更新費用が増加していく

⇒令和11年度（2029年度）以降、耐用年数が過ぎた管路の更新が必要になってきます

【現在の状況】

施設や管渠のストックマネジメント計画を策定し、耐用年数の見直しを行っていますが、更新費用の増加は明らかです。

背景その2

平成27年度（2015年度）に企業会計に移行し、経営状況が見える化した

⇒毎年赤字が続いており、累積赤字（欠損金）は平成30年度で8億円を超える

【現在の状況】

令和2年度決算では、須屋浄化センターの解体費用により17億円を超えています。令和4年度から単年度で黒字となる見込みです。

背景その3

下水道事業は公営企業となり、独立採算が原則である

⇒一般会計からの基準を超えた繰入金を減らすよう求められている

【現在の状況】

令和6年度からの財政計画では基準外繰入金は減る予定です。

参考：令和2年度の繰入金 581,000千円

うち基準内 182,498千円

基準外 398,502千円

・経営戦略収支計画は令和6年度の基準外を50,000千円で計上

次回の料金改定（案）

1. 平成31年3月14日の答申どおり、次回（令和5年度）の料金改定は10%の値上げとする
2. 時期は、令和5年10月請求分（9月使用分）とする
3. 料金改定のパターンは案〇とする

【改定パターン（案）】

- (案) 1 どの使用量でも同じ負担増
- 基本料金 : 50円値上げ
一般汚水^m単価 : 約8.0~11.5% (10~15円) 値上げ
温泉汚水 : 20% (5円値上げ)
- (案) 2 使用量が少ない方の負担が少なく、使用量が多い方の負担が大きい
- 基本料金 : 50円値上げ
一般汚水^m単価 : 約4.0~16.7% (5~25円) 値上げ
温泉汚水 : 20% (5円値上げ)
- (案) 3 基本料金のみの方は値上げがなく、それ以外の方は値上げが大きい
- 基本料金 : 値上げなし
一般汚水^m単価 : 約8.0~16.7% (10~25円) 値上げ
温泉汚水 : 20% (5円値上げ)

【今後の予定】

令和4年 5月 上下水道事業運営審議会
6月 政策推進本部会議
9月 議会説明
11月 区長会説明
12月 条例改正

令和5年10月 料金改定

- ・広報誌、市ホームページで市民へお知らせ